

## (7) 受益者分担金・使用料

(平成28年4月1日現在)

市町名	受益者分担金		使用料			
	金額	施行年月日	20m <sup>3</sup> /月 使用の場合 (円)	50m <sup>3</sup> /月 使用の場合 (円)	100m <sup>3</sup> /月 使用の場合 (円)	施行年月日
京都市	480,000 円/戸	H17. 4. 1	3,500	8,800	18,300	H17. 4. 1
福知山市	福知山地区 総事業費の10% 中六人部地区 330 円/m <sup>2</sup> ×敷地面積	S58. 3. 28	3,380	9,880	21,880	H18. 1. 1
	三和地区 500,000 円/桝 大江地区 500,000 円/桝 夜久野地区 200,000 円/桝	H18. 1. 1				
舞鶴市	総事業費の10%(上限50万円/戸)	H9. 10. 8	4,572 円/戸・月			H26. 4. 1
綾部市	総事業費の10%(上限75万円/戸)	S58. 12. 24	一般家庭	使用人数により算定		S58. 12. 24
				1人:1,160 2人:2,320 3人:3,190 4人:3,670 5人以上:3,670+480/人×人数		
			事業所・工場等	実就業人員により算定		
				2人まで:1,160 7人まで:4,150 3人まで:2,320 9人まで:4,630 5人まで:3,190 10人まで:5,110 6人まで:3,670 11人まで:5,590		
			その他	農村広場等 : 580		
				集会所 :1,160		
公民館、農協 :3,190						
特定郵便局 :3,190						
飲食店	理容店、美容院 :3,670					
	仕出し業のみ :4,150 その他 :5,110					
亀岡市	総事業費の10%	H13. 4. 1	2,700	9,400	25,400	H25. 4. 1
京田辺市	-	-	基本料金 人員割増 一般用:2,500 円/戸・月 + 600 円/人・月 業務用:2,500 円/事業所・月 + 600 円/換算 処理人員1人・月			H12. 4. 1
京丹後市	区域供用開始から接続日までの期間 1年以内:270,000 円/戸 2年以内:280,000 円/戸 3年以内:300,000 円/戸 3年超 :320,000 円/戸	H16. 4. 1	2,904	7,293	14,886	H26. 4. 1
南丹市	750,000 円/戸	H26. 4. 1	3,200	8,000	18,000	H26. 4. 1
京丹波町	総事業費の20%(上限100万円/戸)	H17. 10. 11	3,800	8,000	16,800	H26. 4. 1
与謝野町	400 円/m <sup>2</sup> ×敷地面積	H18. 3. 1	2,286	6,376	13,976	H26. 4. 1

注) 使用料は、京田辺市以外は消費税抜き価格である。  
受益者分担金は、課税対象外である。